

医政地発 0331 第 9 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県
〔 衛生 主 管 部 （ 局 ） 長
精神保健福祉主管部（局）長 〕 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」
の一部改正について

平素より、災害・感染症医療対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、DPAT先遣隊の名称を日本DPATに変更したことに伴い、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領について」（平成 26 年 1 月 7 日付け障精発 0107 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の別紙「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」について、別紙のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしましたので、貴職におかれては、これを十分御了知の上、貴管下の DPAT 登録機関等に対し周知をお願いいたします。

記

（主な改正事項）

- ・ DPAT 先遣隊の名称を日本 DPAT に変更